

インターネット調査（Web 調査）品質管理ガイドライン [改訂第 2 版]

2006 年 10 月 16 日
Web 調査品質研究会

インターネット調査（Web 調査）において、統計的な科学性・再現性を担保する精度の高いデータを得るため、研究会参加各社は「モニター管理」、「調査工程管理」、「調査結果報告」のそれぞれにつき、以下に定めるガイドラインに則って業務運営にあたる。

注）ここでいうインターネット調査（Web 調査）とは、主として「インターネットを通じた調査に協力いただける消費者をあらかじめモニターとして登録し、調査プロジェクトごとに適格対象者を抽出して Web 調査画面に案内し、回答を得る」方式の調査を指す。

第 1 章 モニター管理について

1. モニターの構築方法

自社保有モニターの構築方法とその特徴については、ホームページ等により公開する。

2. 個人情報及びプライバシー保護

モニターの個人情報及びプライバシー情報に関しては、個人情報保護法ならびに社団法人日本マーケティング・リサーチ協会の「マーケティング・リサーチ綱領」を遵守する。その具体的な方法については、クライアントからの求めに応じて開示する。

3. なりすまし・多重登録の防止

モニターのなりすまし（虚偽登録）や多重登録の防止策を講じる。その具体的な方法については、クライアントからの求めに応じて開示する。

4. モニタープロフィール

半年に 1 回以上の頻度でモニターの構成情報（性別、年齢、居住地域、職業等）を自社のホームページ等により公開する。

5. 謝礼

回答者全員への謝礼提供を基本とする。

抽選謝礼の場合には、モニターへの調査依頼時に当選確率（もしくは人数）を明示する。

6. 調査依頼回数のコントロール

モニターへの過度な調査依頼によるバイアスを避けるため、半年に 1 回以上の頻度で自社

保有モニターに対する月平均依頼回数 をホームページ等で公開する。

1) 月平均依頼回数 = 総依頼数 (スクリーニング調査を含む) ÷ 当該期間延べモニター数

7. 調査履歴管理

調査履歴を管理し、調査テーマやクライアントの要望に応じて、調査対象者の適切な抽出を行えるようにする。その具体的な方法については、クライアントからの求めに応じて開示する。

8. 不適格モニターの除外

調査対象者としてふさわしくないモニターを除外するため、各社が自社基準に則って不適格モニターを認定・除外するコントロールを行う。その具体的な方法については、クライアントからの求めに応じて開示する。不適格モニターとは以下のような事例に該当するモニターとする。

- a. 属性齟齬

回答データとその回答者の基本属性項目データの明らかな齟齬が複数回生じたモニター

- b. 回答時間

複数回または数回連続して不自然に回答時間が短いモニター

- c. その他

その他、調査対象者としてふさわしくない回答を複数回行ったモニター

第2章 調査の工程管理について

1. 調査方式

調査方式は初期回答バイアスを避けるため、「回答者先着順締め切り方式」¹ではなく、「一定期間実査方式」²を採用する。

1) 「回答者先着順締め切り方式」とは

調査対象者の回答意思によらず、回収目標数に達した時点で調査を終了する方式。

2) 「一定期間実査方式」とは

あらかじめ調査対象者に告知した調査期間中においては、回収状況によらず、すべての調査対象者に回答する機会を与える方式。

2. 調査期間

調査対象となったすべてのモニターが回答できる時間を確保するため、標準的な調査期間として4～5日間の設定を基本とする。

3. 調査回答者の本人認証

調査を依頼した本人以外が回答してしまうことを避けるため、ID やパスワード等により

本人認証を行う。その具体的な方法については、クライアントからの求めに応じて開示する。

4．調査回答者の属性確認

モニターとして既に登録されている基本属性項目（性別、年齢など）については、改めて聴取することを基本とする。

5．有効回答の定義

最終質問まですべての設問を回答したデータを有効票として扱い、謝礼の支払い対象（または抽選謝礼の対象）とする。

6．回答データの検証

以下の項目について、各社が自社基準に則って回答データの検証を行い、集計・分析対象としてふさわしくないデータを除外する。その具体的な方法については、クライアントからの求めに応じて開示する。

- a．属性齟齬

回答データとその回答者の基本属性項目データに齟齬が生じたデータ

- b．回答時間

不自然に回答時間が短いデータ

7．調査依頼時の明示事項

モニターへの調査依頼時には、質問数、推定回答時間、謝礼内容と提供方法、回答期限、問い合わせ先等を明示する。

第3章 調査結果の報告（フィールドレポート）について

1．調査概要および回収結果の報告

調査終了後に、調査の実施概要、回収結果に関わる基本情報をクライアントに報告する。具体的な報告項目は下記の通り。

【調査概要】

- ・ 調査対象
- ・ 調査地域
- ・ 回収目標数
- ・ 標本抽出フレーム
- ・ 標本抽出方法
- ・ 調査期間（調査実施時期）

- ・ 質問数（任意。調査票別途添付の場合は不要。）

【回収結果レポート】

- ・ 調査依頼発信数
- ・ 有効回収数
- ・ 回収率（有効回収数 / 調査依頼発信数 × 100）
- ・ 回答所要時間（中央値）

制定) 2004年9月13日

施行) 2004年10月1日

改定) 2006年10月16日

以上